

自動体外式除細動器(AED)を貸し出します

三木市教育委員会 文化スポーツ振興課

○貸出の対象及び条件

- 1 市内の公共的団体（スポーツクラブ、スポーツ少年団、子ども会等）などが市内でスポーツ大会やイベントなどを行う場合
- 2 医療に従事する者または普通救命講習を受けた者が常時イベント等の会場に配置されていること
- 3 イベントなどの参加者が、概ね10人以上の場合

○貸出申請の手続

貸出しを希望される6か月前から1週間前までに「借用申請書」に講習の修了証などの写しを添えて、文化スポーツ振興課長に提出すること

○貸出期間及び経費

《期間》 貸出しを受けた日を含めて3日以内

《経費》 無料（ただし、パッドなどの消耗品を使用した場合は、負担いただきます）



問い合わせ先

三木市教育委員会 文化スポーツ振興課

TEL. 82-2000 内線3551

※「自動体外式除細動器(AED)借用申請書」は、文化スポーツ振興課にあります。
次の「借用申請書」をダウンロードしてご利用いただいても結構です。

自動体外式除細動器(AED)借用申請書

三木市教育委員会
文化スポーツ振興課長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

自動体外式除細動器(AED)の借用を次のとおり申請します。

団体名				
代表者	住所			
	氏名	TEL.	()	
使用目的(具体的に)				
使用場所				
対象者			対象者数	人
使用期間		年 月 日()~	年 月 日()	
普通救命講習 修了者	住所			
	氏名			
返却	予定日	年 月 日()		
	返却者名			
備考				

- 注 1 AED は、三木市内に存する公共的団体に対して、参加者が概ね10人以上の催事または行事等を行う場合に貸出します。AED の転貸はできません。
- 注 2 AED の貸出しには、事業会場に医療従事者または普通救命講習を受講した者が常駐していなければなりません。 ※当申請書の裏面に受講済証のコピーを添付してください。
- 注 3 貸出料は無料ですが、パッド等の消耗品を使用した場合は使用者の負担となります。(後日代金を請求いたします。)
- 注 4 AED を紛失毀損した場合は、現品または文化スポーツ振興課長が相当と認める金額を賠償していただきます。

講習受講済証(コピー)添付欄

※下記の欄には記入しないでください。

処 理 欄	貸 出 日	取 扱 者	返 却 日	確 認 者
	月 日			月 日